

全国一般全国協

1994年8月10日 No.15

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

活発な議論と交流で

8月27日～28日

熱海

第4回定期大会を成功させよう

[定期大会ご案内]

- 日時 1994年 8月27日(土)
午後 1時から
8月28日(日)
午後 0時まで
- 会場 热海富士屋ホテル
热海市銀座町13-8
TEL 0557-81-7111
- 議案 総括・運動方針案
組合費の値上げ・役員改選他

第四回定期大会が八月二七～二八日に熱海で開催される。

「人間らしい労働と生活」をスローガンに結成以降三年が経過し、二十都府県、一万人組織へと発展することができた。

「石の上の三年」は文字通り様々な困難を全国の仲間の団結と援助で乗り切ったと言える。

第四回大会は、この三年間築いてきた基礎の上に、いよいよ柱を立て、壁を作り、屋根をふく作業を全国の仲間と共同で不況は長期化し、首きり合理化の波がますます中小労働者に襲いかかって

きている今日、中小労働運動のよるべき砦として未だ微力ながらも全国協がその礎を確立できたことを自負したい。

私たちの柱は「人間らしい労働と生活」で刻まれた生活、権利、生命、反差別、環境、平和、国際連帯によって屋根を支えることになる。壁は様々な運動と闘いによって彩られ色彩豊かなものとなり、大きく窓は開放されたものにしなければならない。そして屋根は全ての中小労働者と中小労働運動のために大きく拡がったものとしなければならない。そのため中央執行委員会は中央機能の強化に全力を挙げる

ことを誓いたい。

全国の仲間に全国協のあらたな発展飛躍へ向けた第四回大会への参集と成功のためにご尽力を要請したい。



第3回定期大会 (93.7.31 東京)

働く物の権利拡大のために

愛媛正光会労組

昨年十一月以来の經營側による、協約の一方的

解約通告と新たな就業規則の押しつけという組合

敵視の政策は、今春闘、夏季一時金闘争において

本部団交にはしぶしぶ応じるもの、各分会の団交

（現場協議）を拒否す

正光会労組は、本部での春闘、夏季一時金の団交を重ねてきましたが、しかし経営側は、赤字を主張するだけで、経営内容の提示を拒みゼロ回答

に終始していました。組合は、これ以上經營

闘争団はこの間、六月二八集会の成功を確信した瞬間です。また、翌日開催されたJR東日本株主総会は、週刊「文春」事件に象徴されるように、民主主義の否定を地で行く、異様な雰囲気の「苦しさもあるが絶対に勝ちたい」と

しやぶりの雨の中、必死に訴える家族のアピールは、集会に結集した仲間の気持ちをしつかりつかみ、決意を新たにさせました。

六月闘争を本格に勝利をめざして

全国一般全国協

合は、経営側の兵糧攻めに対して、非常闘争資金の支出などによって、長期に闘うことを決めました。

これを察知した経営側は、七月十四日の団交で二・三カ月的回答を突然出し、労使合意のない一方的支給を七月二十日に実施することを通告していました。

側の横暴は許せないと、一時金受け取り拒否を大会で決め闘っています。

正光会労組は、不当労働行為、労基法違反、就業規則をたてにした退職強要等々に対する法的処置をとり、企業内組合か

らの脱皮はもちろん、働く者の権利拡大のために闘いぬく決意です。

全国の仲間の皆さんのが支援、協力を今後ともお願い致します。

正光会労働組合（全国一般愛媛統一労組）

（全国一般なんぶの仲間の大規模ストライキを通じ、世代も意識も拡った組合員の团结を再確認することができた。

中岡委員長、遠藤書記長が対策会議、集会、申入れに参加。闘争展開の役割を担い、音楽著作権協会全組合員に本春闘を通じ全国協をよく知つてもうることとなつた。

春闘は六月八日に妥結、ベア平均一万八千八百円、昨年比六・七九%。住宅手当千五百円増がおもな妥結内容。今後は再びビル移転問題への取り組みに集中する方針だ。

ビル移転問題から二カ月

音楽著作権協会労組

比較材料とし、諸要求には準備不足を口実として内容に乏しい回答に固執

した。労務担当役員、人事部サイド、いずれも責任を果さず長期化。労働組合は計一四波のストライキを敢行、おもに虎ノ門本部事務所前の集会で

正月から小林亜星氏によるJASRAC本部ビル移転融資疑惑追及がマスコミを賑わすうちにスタートした。協会執行部は混乱の責任を理由に一月中に総退陣。労働組合はビル移転の真相解明、著作権業務への信用回復、労働条件低下阻止を掲げてスト権を確立。そのまま春闘へ突入した。

なかにし礼理事長率いる新執行部は、職員との信頼関係優先というものの、ベア低額回答を示し組合員の怒りと意志をぶ

六月闘争を本格に勝利をめざして

國労闘争団全國連絡会議

主に違法JR

の実像をアピールするこ

とができたと思います。

中で進められました。

その

中で進められました。

の

とが

</

労働法が変わる!?

労働法改訂の動きとどう闘うか

全国一般労働組合全国協議会 書記長 遠藤一郎

しきしに、派遣業の制限をとっぱらおうとしている。
派遣法の事業規制はずしを許してはならない。

5 少数者組合否認を許すな!

「少数組合は、少数で場で討論し、方針確立にしている。この提言を職むけていこう。」

労組法改悪の実態づくりを阻止しよう!

「少数組合は、少数であるがゆえに労組としての保護が受けられなくて当然」という開いた口があるがならない超反動判決

ふさがらない超反動判決が、京都コンピューター(京コン)争議で出された。関経協が八十年代初

頭に提言した労組法改悪の先取りといわざるを得ない。

司法や資本の少数組合否認攻撃をはねかえし、京コン闘争に勝利し、労組法改悪の実態づくりを阻止していこう。

1 全労働者に四十時間法制を!

九四年四月一日より労働時間を中心とする改訂労基法が施行されたが、この改訂の多くの不十分点を克服するため、①猶予・特例措置の早期撤廃と全労働者に四十時間制

を!②一年間の変形労働時間制撤廃、一ヶ月、三ヶ月の変形制規制強化!③時間外、休日労働割増率の引上げ!を中心に戦つていかなければならぬ。

3 罰則を伴う法規制の強化で均等法を実効あるものに!

女子保護規制緩和反対!

不況の中、露骨な男女差別、雇用差別が拡大している。罰則を伴わない均等法では、これを規制できない。指針見直し、ガイドラインづくりなどを終わらせず、法規制を要求していく。

男子の無制限の残業を放置しておいて、男女平等が、働き方を男並みに

2 解雇制限を盛り込んだ権利確立の視点で労働契約法制の見直しを!

労働契約期間の上限一五年を五年に延長、出向配転の明確化、解雇制限の緩和、労働者代表選出の法定化、就業規則の比重拡大、新しい労資紛争処理機構の設置など重要な問題点を含む労働契約法制の改悪が準備されている。

九四年四月一日より労働時間を中心とする改訂労基法が施行されたが、この改訂の多くの不十分点を克服するため、①猶

予・特例措置の早期撤廃と全労働者に四十時間制

4 派遣法のなしくずし改悪反対!

労働相談活動などを通じて実感している労働者の権利確立、働く者のルールづくりの視点から「解雇制限法」を中心とする労働契約法制の確立にむけて闘っていかなければならない。これに関する労働契約法制の確立

高齢者雇用対策に名をかりて、労働者派遣法の改悪が企てられている。日本労働弁護団が組織化と組合活動に役立てよう。

高齢者雇用対策に名をかりて、労働者派遣法の改悪が企てられている。日本労働弁護団が組織化と組合活動に役立てよう。

労基法のことがよくわかる

「実践の手引き労働基準法」

井上浩監修・西村卓司・古谷杉郎著 (社会評論社)

2,500円

本部で取扱い中

全国協のことかよくわかる

全国一般全国協紹介パンフ

まもなく出来る!

組織化と組合活動に役立てよう